

総務省、財務省、
厚生労働省、農林水産省、令第一号
経済産業省、国土交通省

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第五条第一項、第六条第一項及び第二項並びに第七条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するた
め、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行規則を次のように定
める。

平成十九年六月十一日

総務大臣
名

財務大臣
名

厚生労働大臣
名

農林水産大臣
名

経済産業大臣
名

国土交通大臣
名

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行規則

(基本計画の協議)

第一条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により基本計画の同意を得ようとする市町村及び都道府県は、様式第一による協議書を、当該都道府県の区域（その区域が二以上の経済産業局（沖縄総合事務局を含む。）の管轄区域にわたるときは、そのいずれか一の都道府県の区域。以下同じ。）を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局長（以下「経済産業局長等」という。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

(基本計画の変更の協議)

第二条 法第六条第一項の規定により基本計画の変更に係る同意を得ようとする市町村及び都道府県は、様式第二による変更協議書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長等を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第三条 法第六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

二 法第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業に係る施行期間の六月以内の変更

三 前二号に掲げるもののほか、基本計画の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないと主務大臣が認める
変更

2 法第六条第二項の規定により基本計画の軽微な変更に係る届出をしようとする市町村及び都道府県は、様式第三による届出書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長等を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

(協議会の組織の公表)

第四条 法第七条第三項の主務省令で定める期間は、五日以上とする。

2 法第七条第三項の規定による公表は、次に掲げる事項について行わなければならない。

一 協議会の構成員の氏名又は名称

二 協議会の規約の内容

3 前項の規定による公表は、市町村及び都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(企業立地計画の承認の申請)

第五条 法第十四条第一項の規定により企業立地計画の承認を受けようとする特定事業者は、様式第四による申請書一通及びその写し一通を、企業立地を行おうとする同意集積区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該特定事業者が法人である場合においては、その法人の定款

二 当該特定事業者の最近二期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

(承認企業立地計画の変更の承認の申請)

第六条 法第十五条第一項の規定により承認企業立地計画の変更の承認を受けようとする特定事業者は、様式第五による申請書一通及びその写し一通を、法第十四条第三項の承認を行った都道府県知事に提出しな

ければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款に変更があった場合には、その変更後の定款

二 前条第二項第二号に掲げる書類

(事業高度化計画の承認の申請)

第七条 法第十六条第一項の規定により事業高度化計画の承認を受けようとする特定事業者は、様式第六による申請書一通及びその写し一通を、事業高度化を行おうとする同意集積区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該特定事業者が法人である場合においては、その法人の定款

二 当該特定事業者の最近二期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)

(承認事業高度化計画の変更の承認の申請)

第八条 法第十七条第一項の規定により承認事業高度化計画の変更の承認を受けようとする特定事業者は、様式第七による申請書一通及びその写し一通を、法第十六条第三項の承認を行った都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款に変更があつた場合には、その変更後の定款

二 前条第二項第二号に掲げる書類

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日（平成十九年六月十一日）から施行する。

(中小企業信用保険法施行規則の一部改正)

第二条 中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）第十六条第一項に規定する基盤的技術産業集積関連保証及び同法第二十七条で準用する同法第十六条第一項に規定する中小企

業集積関連保証」を「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十八条第一項に規定する地域産業集積関連保証」に改める。

第五条から第七条までの規定中「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第十六条第一項に規定する基盤的技術産業集積関連保証及び同法第二十七条で準用する同法第十六条第一項に規定する中小企業集積関連保証」を「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十八条第一項に規定する地域産業集積関連保証」に改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部改正）

第三条 独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号中「第十五条第一項第九号」を「第十五条第一項第八号」に改め、同条第八号中「第十五条第一項第十号」を「第十五条第一項第九号」に改め、同条中第十号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第九号中「第十五条第一項第十号」を「第十五条第一項第十一号」を「第十五条第一項第十号」に改め、同号の次に次の一号

を加える。

十 機構法第十五条第一項第十一号に規定する企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「地域産業集積形成法」という。）第九条第一項に規定する業務に関する事項

第十三条中「第十五条第一項第九号及び第十号」を「第十五条第一項第八号、第九号及び第十一号」に改める。

第十七条第二項中「第十五条第二項第六号」を「第十五条第二項第七号」に改める。

第三十条第一項第四号を次のように改める。

四 削除

第三十一条第一項第六号を次のように改める。

六 削除

附則第二条第一号及び第二号を削り、同条中第三号から第十号までを二号ずつ繰り上げ、同条第十二号を同条第十三号とし、同条第十一号中「附則第八条の二」を「附則第八条の二第一項」に改め、同号を同

条第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

十 機構法附則第八条の二第二項に規定する業務

十一 機構法附則第八条の四第一項に規定する業務

十二 機構法附則第八条の四第二項に規定する業務

附則第五条を次のように改める。

(重要な財産の範囲に関する経過措置)

第五条 機構法附則第五条第一項、第六条第三項、第八条の二及び第八条の四(地域産業集積形成法附則

第五条の規定による廃止前の特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)第

十一条第一項に係る部分に限る。)の規定により機構が業務を行う場合には、第十三条中「第十一号」

とあるのは、「第十一号並びに機構法附則第五条第一項、第六条第三項、第八条の二及び第八条の四(

地域産業集積形成法附則第五条の規定による廃止前の特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成

九年法律第二十八号)第十一条第一項に係る部分に限る。)」とする。

様式第 2

様式第 3

様式第 4

様式第 5

様式第 6

様式第 7